

## 医療資器材の更新に係る検討について

## 1 東京DMA Tの活動について

## (1) 東京DMA Tが活動する災害

大震災等の自然災害をはじめ、大規模交通事故等の都市型災害の現場  
(災害医療派遣チーム(「東京DMA T」)運営要綱第1から抜粋)

## (2) 対象とする事象

- ① 傷病者がおおむね20名以上発生した場合又は救急隊がおおむね10隊以上運用される場合
- ② 重症者2名以上又は中等症者10名以上の負傷者等が発生し、迅速に医療機関に搬送できない場合
- ③ 救助に時間を要するなど迅速に医療機関に搬送できない可能性がある場合
- ④ 東京DMA Tが出場し対応することが効果的であると指令室又は現場に出場した消防隊が判断した場合  
(災害医療派遣チーム(「東京DMA T」)運営要綱第4(2)から抜粋)

## (3) 対象となる受傷機転、傷病者の状態及び想定される医療救護活動等

- ① 脱出不能、高エネルギー(※)、全身又は体幹部の下敷き又は挟まれ
- ② ショック
- ③ 心肺停止
- ④ 鎮痛・鎮静のための薬剤投与
- ⑤ 現場救護所でのトリアージ及び傷病者への医療提供

※高エネルギーに該当する内容

- ・高所墜落(約5m以上の場合)
- ・機械器具に巻き込まれた
- ・車の高度損傷
- ・車にひかれた
- ・重量物による下敷き又は挟まれ
- ・救出に長時間を要すと予想される

(東京DMA Tの早期運用要領(平成29年3月24日付28救指第1171号)から抜粋)

## 2 現在配備している医療資器材とこれまでの検討状況

- 東京DMA Tの医療資器材として、「1号器材」、「2号器材」、「3号器材」、「現場携行用医薬品」、「その他の医療機器」を指定時に各病院に配備(医療機器と消耗品(診療材料や医薬品)で構成)
- 医療機器については、平成31年度に都において更新予定
- 医療機器更新にあたり東京DMA T企画・調整小委員会等で検討